## 耐震診断義務付け対象用途及び規模要件(要緊急安全確認大規模建築物)

対象用途	規模要件
小学校、中学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校	階数2以上かつ3,000㎡以上 *屋内運動場の面積を含む
体育館(一般公共の用に供されるもの)	階数1以上かつ5,000㎡以上
ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設病院、診療所	階数3以上かつ5,000㎡以上
劇場、観覧場、映画館、演芸場	
集会場、公会堂	
展示場	
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗 ホテル、旅館	階数3以上かつ5,000㎡以上
老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホームその他これらに類するもの 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその	階数2以上かつ5,000㎡以上
他これらに類するもの 幼稚園、保育園	階数2以上かつ1,500㎡以上
博物館、美術館、図書館 遊技場	階数3以上かつ5,000㎡以上
公衆浴場 飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他こ れらに類するもの	
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を 営む店舗	
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物 で旅客の乗降又は待合の用に供するもの	
自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための 施設	
保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物	
一定量以上の危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物	5,000㎡以上、かつ、敷地境界線 から一定距離以内に存する建築 物